

日坂地区まちづくり協議会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、日坂地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 協議会の事務局は、掛川市大野1番地3 「日坂地域生涯学習（地区）センター」に置く。

(目的)

第3条 協議会は、日坂地区内の住民の意思をまちづくりに適切に反映させ、安全で安心して暮らせる住みよいまちづくりを協働して行う。

(会員)

第4条 協議会は、日坂地区内に居住する住民、日坂地区内で活動する各種団体等（以下「団体等」という。）及び事業所を会員とする。

2 団体等及び事業所が新たに協議会への参加を希望するときは、第7条の運営委員会の審議により承認を得た場合において加入することができる。

(取組)

第5条 協議会は、日坂地区内住民や日坂地区内で活動する各種団体が連携・協力して地域課題の解決に向けて取組む。

2 協議会は、多くの団体等が自由に参加するよう普及啓発に努める。

(事業)

第6条 協議会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 日坂地区のまちづくり計画の策定に関すること
- (2) 日坂地区内全体で実施することが望ましい事業及び地域課題解決を図る事業の企画、地区内調整及び実施等に関すること。
- (3) まちづくりの担い手となる人材の育成に関すること。
- (4) その他、協議会の目的達成のために必要な事業に関すること

第2章 組 織

(組織)

第7条 協議会は、総会、運営委員会及び専門部会をもって構成する。

- 2 協議会は会員の中から運営委員を選出し、運営及び会務の執行を行う。
- 3 協議会に事務局を置く。
- 4 協議会に監事を置き、監査業務を行う。

(役員の種別)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計長 1名
- (5) 専門部会長 別表1による
- (6) 監事 2人

(役員の決定)

第9条 会長、副会長、事務局長、会計長、専門部会長及び監事は、運営委員会において選出し総会で承認を得る。

(役員の職務)

第10条 協議会の役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 事務局長は、協議会の運営及び活動に伴う事務を統括する。
- (4) 会計長は、協議会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- (5) 専門部会長は、専門部を代表し、部内事務を統括する。
- (6) 監事は、協議会の会計及び資産の状況を監査する。

(役員の任期)

第11条 協議会の役員の任期は、2年とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 会議

(総会の種別)

第12条 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第13条 総会は、会員から選出された運営委員及び各種団体代表委員をもって構成する。

- 2 各種団体代表委員は、別表2に定められた団体をもって充てる。

(総会の開催)

第14条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めた場合
- (2) 運営委員及び各種団体代表委員の2分の1以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会の招集)

第15条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の1カ月前までに文書をもって通知しなければならない。
- 3 会長は、前条第2項第2号による請求があったときには、その請求のあった日から1カ月以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の定足数)

第16条 総会は総会の構成委員の過半数以上の出席をもって成立する。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、運営委員の中から選出する。

(総会の議決)

第18条 総会の審議事項は、出席した構成委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の審議事項)

第19条 総会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 地区まちづくり計画に関すること。
- (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること
- (4) 役員の承認に関すること。
- (5) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (6) その他必要と思われる事項に関すること。

(総会の公開)

第20条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

2 会員は、通常総会及び臨時総会を傍聴することができる。この場合において、傍聴者は、総会における議決権は有しないが、意見等を発言することができる。

(運営委員会の構成)

第21条 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

- (1) 運営委員は運動会の区(1区～4区)を基準とし、各区から選出する。
- (2) 運営委員の任期は、2年とする。

(運営委員会の招集と議長)

第22条 運営委員会は、会長が招集する。

2 会長は、運営委員会の議長となり、議事を整理する。

(運営委員会の審議事項)

第23条 運営委員会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 総会に付議すべき事項のうち総会を招集する期間的余裕がなく、特に緊急を要する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(専門部会の構成)

第24条 協議会に別表2に定めた専門部会を置く。

2 専門部会は、日坂地区においてまちづくりを行う会員及び団体等で構成する。

(専門部会の役割)

第25条 専門部会は、第3条の目的を達成する事業の企画、調整及び執行を行う。

- 2 専門部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、次の各号に掲げる事項を協議する。
 - (1) 各専門部会の事業計画及び事業報告に関すること。
 - (2) 各専門部会の予算及び決算に関すること。
 - (3) その他専門部会運営等に必要な事項に関すること。

第4章 経費

(経費)

第26条 協議会の経費は、次の収入を充てる。

- (1) 掛川市からの交付金及び区長会からの助成金による。
- (2) 各種団体の事業収益金や寄付金による。
- (3) その他の収入による。

(会計年度)

第27条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備)

第28条 協議会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

- 2 協議会は、会員による帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(運営委員の出張旅費等)

第29条 運営委員等の出張旅費等は内規を定めて行う。

(監査)

第30条 監事は、会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

第5章 雜則(その他)

(雑則)

第31条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、運営委員会で協議し、別に定める。

- (1) 移行期における諸般の事情による規約上の課題は、運営委員会で協議し、決定する。
- (2) その他の必要事項は内規に定める。

附 則

この規約は、平成28年2月14日から施行する。